

○御前崎市診療所等開設資金支援事業補助金交付要綱

平成26年3月18日告示第48号

(趣旨)

第1条 この告示は、市内における医療施設の不足を解消し、市民が安全かつ安心な医療サービスを受けることができる体制を構築することを目的として、市内において新規に診療所又は病院(以下「診療所等」という。)を開設若しくは既存施設の拡張を行う医師又は医療法人の代表者(以下「医師等」という。)に対し、御前崎市診療所等開設資金支援事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、御前崎市補助金等交付規則(平成16年御前崎市規則第37号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、開設の場合は、次の第1号、第2号、第3号及び第5号に掲げる要件のいずれにも該当する医師等とし、拡張の場合は、第3号から第5号までのいずれにも該当する医師等とする。

- (1) 医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)第1条の5に規定する診療所等であって、市長が認める診療科の診療を行う施設(以下「補助対象施設」という。)を市内において新規に開設する者
- (2) 補助対象施設開設の際、市内に住所を有する見込みである者
- (3) 補助対象施設の開設又は拡張の際、一般社団法人小笠医師会又は一般社団法人榛原医師会に加入し、積極的に地域医療に貢献しようとする者
- (4) 現に市内において開業し、既存の補助対象施設の拡張を図る者
- (5) 過去にこの告示による補助金の交付を受けていない者

2 前項第2号又は第3号の要件に該当することが困難であると特に市長が認める場合は、別途協議によるものとする。

(補助対象経費)

第3条 補助金交付の対象となる経費は、補助対象施設の開設又は拡張に係る次に掲げる額とする。ただし、診療所等として一般に必要とされる機能を有するために必要な範囲内の額に限るものとする。

- (1) 土地取得費のうち、土地売買契約書に記載された額
- (2) 建物取得費又は建物工事費のうち、建物売買契約書又は建物建設工事契約書に記載された額

(3) 購入した医療機器の領収書に記載された額

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号による。

(1) 前条第1号から第3号までの額を合計した額の2分の1の額とする。ただし、3,000万円を限度とする。

(2) 前号の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする医師等(以下「申請者」という。)が、法第1条の5に規定する病院を有する法人の代表者にあつては、1,500万円を限度とする。

(3) 市立御前崎総合病院に5年以上勤務した者又は御前崎市内で5年以上診療所等を開設している者については、第1号ただし書の額に2,000万円を加算するものとする。

(4) 前3号の規定にかかわらず、産科医等市長が特に必要と認める場合は、別途協議によるものとする。

(事前協議)

第5条 申請者は、補助対象施設の開設又は拡張をしようとする日の6箇月前までに、次に掲げる書類を市長に提出して協議しなければならない。

(1) 御前崎市診療所等開設資金支援事業事前協議申出書(様式第1号)

(2) 医師免許証の写し(開設の場合のみ)

(3) 補助対象施設開設又は拡張に係る予算書若しくは資金の状況を確認できる書類の写し

(4) 補助対象施設に係る簡易な図面等の写し

(5) 医師等の履歴書(開設の場合のみ)

(6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による協議の申出があつたときは、書類審査、現地調査等により第1条に掲げる趣旨に合致するか調査するとともに、御前崎市附属機関設置条例(令和2年御前崎市条例第27号)第2条に規定する審査委員会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、この支援制度の目的を達成するために必要があると認めるときは、当該協議の相手方に対して意見をし、又は必要な条件を付すことができる。

(補助金の交付申請)

第6条 申請者は、補助対象施設の開設又は拡張後速やかに、御前崎市診療所等開設資金支援事業補助金交付申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

ただし、御前崎市医療機器等整備支援事業補助金交付要綱(平成28年御前崎市告示第134号)による交付申請と同時に申請することはできない。

- (1) 法第8条に規定する静岡県知事への届出書（添付書類を含む。）の写し（開設の場合のみ）
- (2) 土地売買契約書、建物売買契約書又は建物建設工事契約書及び医療機器購入費の領収書の写し
- (3) 医師等の住民票（開設の場合のみ）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、速やかに、内容を審査し、交付の可否について御前崎市診療所等開設資金支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により交付決定を受けた申請者は、速やかに、御前崎市診療所等開設資金支援事業補助金請求書（様式第4号）を市長に提出し、補助金を請求するものとする。

（地域医療への貢献）

第7条 補助金の交付を受けた者は、一次救急診療の輪番医制、市立学校の校医その他市が実施する事業について、市から協力を求められたときは、これに協力するものとする。

（補助金の返還）

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者が補助対象施設の開設若しくは拡張後10年以内に、当該補助対象施設における診療を取り止めたとき又は他の市町村に住所を異動したときは、既に交付した補助金の全額返還を求めることができる。ただし、病気等やむを得ない事情がある場合は、別途協議するものとする。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年1月1日告示第1号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年12月12日告示第155号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月10日告示第17号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年2月3日告示第15号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。